

推奨優良消防防災機器規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人関西防災機器協会（以下「協会」という。）が行う消防防災機器及び製品（以下「消防防災機器等」という。）の推奨に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 推奨の対象となる消防防災機器等は、優れた品質管理のもと製造された機器とする。

(推奨要件)

第3条 次の各号を満たして製造された消防防災機器等を、推奨優良消防防災機器（以下「推奨機器」という。）として推奨する。

(1) 消防防災機器等に関する法令に適合していること。

(2) 生産工場は、ISO9001 に準拠した認証機関によって認証され、品質マニュアルおよび認証機関による定期監査記録または自主監査記録が整備されていること

(3) 品質管理上必要な次の事項を満たしていること。

ア 品質管理が計画的に実施されていること。

イ 品質管理を適正に行うために責任者と権限が明確にされていること。

ウ 品質管理手法を使いこなす人材の教育訓練が実施されていること。

エ 内部監査体制及びルールを守る仕組が確立され、監査部署にプロセス全体を知り尽くした職員（職員しかわからないプロセスについてはその職員）も加わり、監査できる体制ができていること。

オ **FMEA (Failure Mode and Effect Analysis)**や**FTA(Fault Tree Analysis)**等の手法により事前に予防処置（生産工程における潜在的な問題点を予測・解析し、未然に不良品発生の原因を取り除く）を講じる体制ができていること。

カ 消費者の要求する品質が十分に満たされていることを保証するため、すべての部署が品質、コスト、納期等を厳守する体制ができていること。

キ 顧客や社会の要求する品質を十分に把握し、魅力ある商品の実現を目標とし、継続的に改善していく体制が確立されていること。

ク 社内では真実を記録する体制および当該記録を調査する体制ができている。

ケ 認証登録を受けた目的を明確にして、目的が不良品やクレームの防止ならそのように、新製品の開発を円滑にするならそのように、品質マネジト・システムに作り直す体制ができていること。

コ 定期的に抜取検査を実施し、分析結果に基づき対策を講じる体制ができていること。

サ フューマンエラー対策が確立されていること。

シ 製品を生産するための方法、設備、作業環境、工具、材料等の徹底した点検・管理体制ができていること。

ス 不良品が発生した場合速やかに回収し、原因追究及び改善に結びつける体制ができていること。

(5) 製品の間合せに適切に対応できる窓口が整備されている。

(6) 製品が円滑に供給され、消費者が満足できる品質保証システムが構築されている。

2 商品の製造、点検、貯蔵等の工程において、第3号のうち、規定を適用することにより、かえって品質管理上支障をきたすと思慮される場合は、適用を除外することができる。

(審査委員会)

第4条 消防防災機器等を審査するための委員会（以下「推奨委員会」という。）を協会に置く。

2 委員会の委員は、品質管理に関する知識を有する者及び防災機関で管理監督的地位にある者とする。

(申請者)

第5条 推奨を受けようとする者は、生産物賠償責任保険等に加入していること。ただし、協会が特に認

めた場合は、この限りでない。

(申請内容)

第6条 推奨を受けようとする者は、次の各号を満たす図書を提出すること。

- (1) 第3条の基準が審査できる図書
- (2) 審査を受ける工程で製造される消防防災機器等の仕様書

(審査)

第7条 申請書類を受理したときは、ただちに推奨委員会に審査を付託するものとする。但し、すでに第3条の要件と同等またはそれ以上の品質管理のもと製造されている場合はこの限りでない。

(推奨証等)

第8条 推奨することが妥当と認められた場合は、当該生産設備で生産される製品に対し、優良消防防災機器推奨証（以下「推奨証」という。）を交付する。

(推奨マークの貼付)

第9条 推奨証を受けた申請者（以下「推奨取得者」という。）は、当該品質管理のもと製造された機器又はパッケージ等に協会が発行する推奨マークを貼付することができる。

(協会と推奨取得者の契約)

第10条 推奨取得者は、協会と推奨に係る事項について契約を締結しなければならない。

2 契約内容を履行しない場合は失効とする。

(推奨の失効)

第11条 推奨取得者は、次の各号に該当する場合、推奨を失効させ、推奨契約を解除する。

- (1) 不正な手段で推奨を受けた場合
- (2) 第5条の保険等の未加入であった場合、又は保険契約の解除、あるいは解約があった場合
- (3) 協会の名誉を著しく傷つける事由が発生した場合
- (4) 推奨機器以外の製品に推奨マークを貼付した場合
- (5) その他関連法令等に違反した場合

(推奨取得者の責務)

第12条 推奨取得者は、推奨機器の機能等及び安全性についての瑕疵担保責任を負う。

(報告及び調査)

第13条 協会は、推奨に関して必要があると認める場合は、申請者その他関係者に対し、報告又は資料の提出を求め、若しくは承諾を得て実地調査を行うことができる。

(弁済)

第14条 推奨取得者が、第11条規定に該当し、他の推奨取得者又は協会に重大な損害を与えたと認めた場合、他の推奨取得者又は協会は、相当する弁済を求めることができる。

(手数料等)

第15条 審査、推奨ラベル等の手数料は別表の通り。

(附 則)

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

この規程は、一部改正に伴い平成25年3月10日から施行する。

別表

審査手数料	1件につき	150,000円
推奨ラベル	1ラベルにつき	15円

推奨優良消防防災機器の審査依頼書

年 月 日

推奨優良消防防災機器審査委員会委員長 殿

依頼法人名

下記の製品等について、推奨優良消防防災機器規程第6条に基づき、優良消防防災機器等の推奨に関する審査をお願いします。

記

法人名称			
代表者氏名			
所属 申請者名			
電話番号			
製品名		型式記号	
製品の概要及び特徴			
優れた品質等 (機能、構造等)			
年間製造量			
備考 (添付図書)			